

(営繕工事版) 週休2日取組工事実施要領

滋賀県交通まちづくり部建築課

1. 目的

建設業全体で週休2日の取組が進む企業を拡大するため、営繕工事における週休2日の取組（以下「週休2日取組工事」という。）において必要な事項を定め、建設現場の週休2日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

週休2日とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日および日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行うことをいう。ただし、土曜日または日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、非対象期間を除いた期間をいう。

(3) 非対象期間

次の(ア)および(イ)の期間をいう。

(ア) 次の①から④までに該当する期間

- ①工場製作のみの期間
- ②工事全体を一時中止している期間
- ③夏季休暇（3日）、年末年始（12月29日から1月3日までの6日間）
- ④受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

(イ) 次の①から③までの項目を現場閉所日（現場休息日）に行う場合、その作業日

- ①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
- ②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業
- ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作

業が無い状態をいう。

3. 週休2日の達成基準

週休2日の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。

ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

4. 対象工事

原則、建築課が発注する全ての営繕工事に適用する。

5. 対象工事である旨等の明示

週休2日に取り組む工事の対象とし、以下を参考にし、特記仕様書に対象工事である旨を記載するものとする。

週休2日取組工事の実施

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 本工事は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、非対象期間を除いた期間における全ての週において、週ごとに2日以上現場閉所に取り組むことを実施する週休2日取組工事である。詳細は、「(営繕工事版) 週休2日取組工事实施要領」により行う。2. 週休2日の考え方は以下の通りである。<p>対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日および日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。</p>3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日取組工事である旨を仮囲い等に明示する。4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。5. 受注者は変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、施工期間・時間等の変更について、監督職員と協議の上、実施するものとする。 |
|--|

6. 本工事が単独発注の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とするものとする。

また、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。

6. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

(ア) 工事着手前

- ・監督職員は、「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

(イ) 工事着手後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）の日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）の日」を記載し、毎月、監督職員に提出する。

(ウ) その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日取組工事の明示

- ・当該工事が「週休2日取組工事」であることを示す看板（以下、「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。

(3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(4) 工事成績評定

- ・現場閉所（現場休息）の実施状況に応じて、工事成績評定により評価する。
- ・監督職員の評価にあたって、受注者は任意様式により現場閉所（現場休息）の実施結果を監督職員に報告し、監督職員とともに当該実施結果を確認する。

7. 多様な働き方の支援

多様な働き方を支援する観点から、発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

受注者は変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、施工期間・時間等の変更について、監督職員と協議の上実施するものとし、本要領の週休2日を実施したものと見なす。

8. その他

本要領において定めのない事項は、受発注者間の協議により決定する。

9. 付則

1. この要領は、平成31年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和2年6月25日）

1. この要領は、令和2年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和2年7月15日）

1. この要領は、令和2年8月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和6年1月25日）

1. この要領は、令和6年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和6年6月26日）

1. この要領は、令和6年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和7年6月24日）

1. この要領は、令和7年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和8年4月1日 組織再編に伴う部名称の修正）

1. この要領は、令和8年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和8年6月25日）

1. この要領は、令和8年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。